



2024年10月2日

各 位

会社名 兼 松 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 宮部 佳也
(コード番号 8020 東証プライム)
問合せ先 財務部長 宮池 浩
(電話番号 03-6747-5000)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2024年10月2日開催の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、企業価値向上の重要な施策として、従前より継続的に政策保有株式の縮減に取り組んでまいりました。2024年6月28日に公表しました政策保有株式の縮減方針では、中期経営計画「integration 1.0」の最終年度2027年3月末までに、保有する政策保有株式を約100億円縮減し、連結資本合計に対する政策保有株式の保有比率（※）を10%以下とすることとしております。当該政策保有株式縮減によるキャッシュ・インを成長投資や株主還元などに充てていくことにより、資本効率性を向上させることを目指しております。

※イノベーション投資目的の株式および海外戦略事業パートナーへの投資を除く。

一方、資本市場においても、コーポレートガバナンス・コードの取り組みなどから、政策保有株式を見直す動きが進む中、複数の取引金融機関より、当社株式を売却したい旨の意向を確認しました。今般、取引金融機関と継続的な議論を重ね、当社株式の円滑な売却機会を提供しながら、当社株主構成の能動的な再構築を図ることが可能である、本売出しの実施を決定いたしました。

本売出しを通じて、中期経営計画を始めとした全社戦略の浸透を図り、株主層の拡大・多様化および中長期的な当社株式の流動性の向上ならびに更なる企業価値向上を目指してまいります。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

(1) 売 出 株 式 の 種 類 お よ び 数	当社普通株式	5,716,200株
(2) 売 出 人 お よ び 売 出 株 式 数	東京海上日動火災保険株式会社	1,990,400株
	農林中央金庫	1,249,800株
	株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	662,400株
	三井住友海上火災保険株式会社	580,600株
	株式会社三菱UFJ銀行	560,000株
	株式会社あおぞら銀行	350,000株
	三菱UFJ信託銀行株式会社	252,800株
	株式会社みずほ銀行	70,000株

- 三井住友信託銀行株式会社 200 株
- (3) 売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2024 年 10 月 9 日(水)から 2024 年 10 月 16 日(水)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
- (4) 売 出 方 法 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(事務主幹事会社)およびモルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、当該株式の一部につき、欧州およびアジアを中心とする海外市場(ただし、米国およびカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 5 営業日後の日
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長 宮部 佳也に一任する。

2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(以下<ご参考>2. を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 種類 および 数 当社普通株式 857,400 株
(上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。)
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、当該売出しの事務主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から 857,400 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、代表取締役社長 宮部 佳也に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの事務主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から857,400株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は857,400株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、引受人の買取引受けによる売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2024年11月8日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、引受人の買取引受けによる売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2024年11月8日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得したすべての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、引受人の買取引受けによる売出しおよびオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引および安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否かおよびオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与および株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

上記の取引に関して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式と協議の上、これらを行うものとします。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である株式会社三菱UFJ銀行および株式会社あおぞら銀行は共同主幹事会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）

中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出しによる売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行若しくは処分、当社普通株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割による当社普通株式の発行または交付および業績連動型株式報酬制度に基づく当社普通株式の発行または交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部または全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：

この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は当社普通株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書および訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いします。株式売出目論見書および訂正事項分(作成された場合)は引受証券会社より入手することができます。

また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、または登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付けまたは勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびに当社の財務諸表を記載し、当社または売出人から入手できる米国証券法に基づいて作成される目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国における証券の公募は行われません。